

(案) ※協定締結までに一部変更する可能性あり。

沼津御用邸記念公園の管理運営に関する年度協定書

沼津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、沼津御用邸記念公園の管理運営に関して締結した沼津御用邸記念公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、沼津御用邸記念公園の管理運営に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、沼津御用邸記念公園の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容、本業務の実施の対価として支払われる指定管理料及び利用料金について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容を沼津御用邸記念公園の管理運営に関する業務仕様書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料の支払）

第4条 甲が本業務の実施の対価として支払う令和〇年度の指定管理料の額は、金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 甲は、乙に指定管理料を前金払で年4回に分けて支払うものとし、その支払期限及び支払金額は、別表のとおりとする。

3 乙は、甲に対して支払期限の20日前までに、指定管理料に関する請求をしなければならない。

4 甲は、前項の適正な請求があったときは、第2項に掲げる期限までに当該指定管理料を乙に支払うものとする。

（市への納入金）

第5条 甲は、基本協定第34条に定める市への納入金について納入を求める場合、乙に対して納期限の15日前までに、納入金に関する通知をしなければならない。

2 乙は、前項の通知を受けた後、甲が掲げる期限までに当該納入金を甲に納入するものとする。

（利用料金）

第6条 沼津御用邸記念公園の利用料金の額は、沼津御用邸記念公園条例第13条第2項に基づき、沼津御用邸記念公園の指定管理に係る令和〇年度事業計画等において承

認した額とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定について疑義が生じた場合、本協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年4月1日

甲 沼津市御幸町16番1号
沼津市長 頼 重 秀 一 印

乙 ○○○○ ○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印

別表第1（第4条関係）

期別	支払期限	支払金額
第〇回	〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第〇回	〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第〇回	〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第〇回	〇年〇月〇日	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
合 計		〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円